



平成30年第8回総会

会 議 録

期日 平成30年8月28日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第 8 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 3 0 年 8 月 2 8 日 (火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 2	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	4 3	農地法第 3 条許可申請について
5	4 4	農地法第 5 条許可申請について
6	4 5	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8 月 28 日	午前 9 時 30 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖 園 強	農業委員
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	俵積田 広 昭	農業委員
	4番	眞 茅 文 男	農業委員
	5番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6番	水 野 正 子	農業委員
	8番	天 達 範 隆	農業委員
	9番	中 原 敬 彦	農業委員
	11番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

10番 畑 野 真 人 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番眞茅文男委員、5番鮫島裕次委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第41号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号46号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が7筆で6,058㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号46号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第42号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は2ページになります。

名簿登録番号山崎地区8号,〇〇〇〇さんは経営形態その他(露地野菜,いも類)の新規就農者で経営面積は70aです。農業労働力は1名です。

この方は,担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において,計画書が認定されたことに伴い,あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものです。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し,質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので,質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については,原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって,議案第42号は,原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に,日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは,まず,議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 始めに,資料の訂正をお願いします。4ページになります。

表中の第2項第7号(地域調和)の右側です。

説明欄の1行目ですが,「譲受人は大塚集落の花き農業者の親子である。」とありますが「親子」を削除し,「大塚集落の花き農業者である。」に修正をお願いします。

それでは,説明に入ります。

今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号18号

整理番号18号の申請地は,大塚南町〇〇番,畑,404㎡・〇〇番,畑,588㎡合計992㎡です。

譲渡人は,〇〇〇〇さん,農業,80歳,〇〇〇〇さん,農業,52歳,大塚中町にお住まいです。譲渡人は親子です。

譲受人は,〇〇〇〇さん,農業,50歳,大塚南町にお住まいです。

譲渡事由は,農業廃止,譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。

譲渡人が農業を廃止し,農地を手放すことになったため,譲受人が買い入れる計画であります。

整理番号18号については調査書にあるとおり,農地法第3条第2項各号には該当しないため,許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号18号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は,大塚花き団地内にあり,大塚公民館から南側〇〇mに位置しています。

機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題ないこと,農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上,説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。
桑原委員をお願いします。

14番（桑原委員）整理番号18号について報告いたします。

8月11日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、大塚集落の花き専業農家です。

申請地は、事務局から説明があったとおりです。

〇〇番地は畑で耕運していて、南側は市道、その他周辺は畑で花きハウスです。

〇〇番地は花きハウスで耕運していて、南側は市道、その他周辺は畑で花きハウスです。

権利取得後は、経営規模の拡大を図るため、周囲と一体に花きの栽培を行う計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思えます。

終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号18号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。

整理番号21号

整理番号21号の申請地は塩屋北町〇〇番、畑、293㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、父所有の借家に居住しているので申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は8ページに掲載してあります。

火之神保育園から南側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は293㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、50cm程度の盛土を行います、東側に、擁壁を施します。また、その他の周囲には、既存の擁壁が施されております。

建物は高さ5.6mの戸建て住宅であり、周囲土地から1m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号22号

整理番号22号の申請地は大塚南町〇〇番、畑、417㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、建設業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は貸駐車場・貸資材置場です。

申請事由は、「申請人が経営する会社の大型車駐車場及び建設資材置場が手狭になったため、申請地を取得して、会社に貸し与えるため。」とのことです。

申請地は、10ページに掲載してあります。

立神センターの西側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が1.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は建設資材を保管する貸資材置場及びユニック車など大型車3台分の貸駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は417㎡で、問題ないものと思われます。

貸資材置場及び貸駐車場転用にあたり、農地境界にはブロック積を設けます。

車の出入りは、スロープを設け北側から行います。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号23号

整理番号23号の申請地は寿町〇〇番、畑、930㎡・〇〇番〇、畑、670㎡合計1,475㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、太陽光発電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職外1名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電施設として活用するため。」とのことです。

申請地は、12ページに掲載してあります。

寿町・コスモス枕崎店より北西側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置し、山林や宅地・がけ地に囲まれた孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからず

にやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。面積も北側に隣接する山林と一体的に1,716㎡を太陽光パネル（360枚）49.5kwを設置する計画です。

申請地は、西側の一部は高さ30mのがけ地法面で山林化し、その外の部分は耕作放棄された畑であります。

なお、西側農地への通行はがけ地を挟んでおり、分断されています。

造成については現況のまま整地のみですか、周囲にはフェンス及びブロック積、高さ40cmの畦畔、南側に集水柵を設けます。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

すいません、先ほど整理番号23号の寿町〇〇番の畑を930㎡と説明いたしましたが、805㎡で資料どおりでございます。

続きまして、整理番号24号

整理番号24号の申請地は仁田浦町〇〇番、畑、1,534㎡です。

譲受人は〇〇〇〇合同会社代表社員〇〇〇〇株式会社職務執行者〇〇〇〇さん、バイオマス発電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的はバイオマス発電所敷地(原木置場)です。

申請事由は、「地域資源の有効利用及び林業の振興を目指し、木質燃料によるバイオマス発電施設を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施するため、申請地をバイオマス発電所敷地として利用するため。」とのことです。

申請人は枕崎でバイオマス発電所を用いて、県内の山林における伐採などで発生する未利用の木質資源による再生可能エネルギー発電事業を営むため、平成29年に設立された法人です。申請地は仁田浦町工業団地内、枕崎水産加工業協同組合の北側に隣接し、畑かん西白沢地区周辺部西側に位置しております。今回、隣接する南さつま農協別府養豚センター敷地を同時取得し、一体で、平成32年9月までに、バイオマス発電所を整備しようとするものです。一体利用地の養豚センターは、平成30年9月に引渡し後、10月に施設撤去を行うとのことです。

整理番号24号の申請地は、14から16ページに掲載してあります。

仁田浦町水尻公園から北側〇〇mに位置しております。

農地の区分は集団性が10ha以上あるため、第1種農地と判断します。

本申請は転用面積1,534㎡、隣接の〇〇番〇ほか4筆の宅地23,950㎡、〇〇番〇の原野304㎡、合計25,788㎡の事業計画です。

転用面積が1,534㎡と事業面積25,788㎡の3分の1である8,596㎡を下回るため、1種農地の不許可例外である隣接地一体事業に該当するため農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容はタービン発電建屋、ボイラー建屋、原料製造建屋、原料保管建屋の建

築、排水貯留施設及び排水路の設置で、敷地総面積25,788㎡を整備するものであり、申請地は主に、原木置場となる予定です。発電規模は、1990kwになるということです。

バイオマス発電事業を始めるにあたり、枕崎市内の土地を検討しましたが不調に終わり、やむを得ず申請地を候補地として選定したということです。

申請地の北側は宅地と一体となって荒廃した用悪水路、西側は一体利用の宅地、南側は既存の水路、東側は農道です。

計画面積は1,534㎡で問題のないものと思われま

す。バイオマス発電所敷地への転用にあたり、原木置場として0.8m程度の盛土造成を行います。周囲には擁壁及び法面保護を設け、土砂、雨水が流出しないよう措置します。

原木置場区画の整備であることから、工作物もなく、境界より、5m以上控えて整備し、周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

雨水については、敷地内に水路及び排水貯留施設を設け、西側の既設水路へ放流により処理する計画です。

車の出入りは一体利用地東側の市道より行うということです。

一体利用地内に、荒廃した用悪水路がありますが平成30年9月に払下げ予定です。

養豚センター敷地の売却についても、平成30年2月の農協理事会において、了承済みということです。

なお、都市計画区域内3,000㎡以上の建築物建設にあたるため、開発許可が必要なことから、近々、許可見込みの方向で、県の担当部局と協議が整うとあります。

また、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されています。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号21号及び22号について、原田委員をお願いします

2番（原田委員）8月17日に、水野委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

まず、整理番号21号について報告いたします。

立会人は、申請者の〇〇〇〇さんの父親でした。

21号の申請地は、説明にありま

すとおり、塩屋北町に位置する農地です。転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は道、その他周囲は宅地であり、隣接する農地はありません。

一般住宅転用にあたり盛土を行います。東側には擁壁を設置し、その他周囲の境界には擁壁が施されており、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は平屋であり、周囲土地から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、南側宅地に設置してある配水管へ流すとのことです。

また、隣接の所有者に承諾を得ているということです。

生活排水も北側の道に埋設されている下水道管に排出する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

整理番号22号について報告いたします。

立会人は、申請者〇〇〇〇さんの父親です。

大塚南町にある小集団の孤立した農地です。

転用目的は貸し駐車場及び貸資材置場です。

申請地の北側は道、東側は畑、西側は宅地及び畑、南側は宅地及び畑です。

農地境界にはブロック積みを設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止する計画

です。

雨水については、自然流下により北側側溝へ放流により処理します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りはスロープを設け、北側から行います。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に、整理番号23号及び24号について、水野委員お願いします。
6番（水野委員）8月17日、原田委員、有村推進委員、俵積田推進委員、事務局の前原

さんと現地確認を行いました。

整理番号23号について報告いたします。

立会人は譲受人である株式会社〇〇の社員〇〇さんです。

23号の申請地は、説明にありましたとおり南側の市道沿いに住宅を建築された土地が多く見受けられる寿町に位置する小集団の農地であります。西側は農地に隣

接してありますが、崖地を挟んでおり、通行できません。

転用目的は、太陽光発電施設です。

北側は一体利用の山林、西側は農地、東側は宅地及び雑種地、南側は道です。

造成については整地のみですが、周囲にはフェンス及びブロック積み、畦畔、南側に集水枡を設け、周辺農地への土砂雨水の流出の防止する計画です。

雨水については、集水枡より南側側溝へ放流します。

パネルの高さは1.2mとのことであり、日照通風など支障を及ぼす恐れはないかと思われま

す。

その他被害防除計画も適切であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして整理番号24号について報告いたします。

立会人は譲受人である株式会社〇〇〇〇の社員〇〇さんです。

24号の申請地は、説明にありましたとおり、仁田浦工業団地内に位置し、西白沢の畑かん地区西側に隣接する仁田浦町の集団的な農地です。

今回隣接する農協養豚センター敷地と一体でバイオマス発電所として利用しま

すが、1筆農地が含まれていたため、今回の申請になったものです。

バイオマス発電所とは、鹿児島県内の針葉樹のチップや樹皮を燃料として発電させる施設で、平成32年に完成予定です。

申請地は、北側の宅地と一体となって荒廃した用悪水路、西側は一体利用の宅地、南側は既存の水路、東側は農道です。

車の出入りは、一体で利用する農協敷地にある西側の道路から行う予定です。

申請地は原木置場として利用され、盛土を行います。周辺には擁壁及び法面保護を設け、土砂雨水の流出を防止します。

申請地には工作物が設置されず、境界より控えて整備し、周辺農地の日照通風などに支障を及ぼす恐れは無いものと思われま。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

整理番号24号なんですけど、説明では用悪排水路を払い下げという計画なんですけど、そこを利用している、払い下げた場合そこを利用している排水路の取り扱いはどうなるの。

事務局 払い下げて、現況はもう荒廃した用悪水路なんですけど、払い下げを受けた後は敷地内の中央に排水路を、側溝を設けて西側の貯水池に排水を導入するよう計画するということでした。

議長 確認なんですけど、払い下げた後また新たに排水路的なものを設置して利用すると。

事務局 そのとおりです。

議長 ほかにありませんか。

3番（俵積田広昭委員）このバイオマスの件なんですけど、ここ議会のほうなんかでも上がっているんですか。

ただ農業委員会のほうに申請しただけで、市の行政のほうでは問題はどうかっているんですか。

議長 事務局、何か把握されているんですか。

事務局 3,000㎡以上の開発行為に当たるということで、市の企画課のほうに相談があり、県のほうに許可申請を申請中ということでもあります。

議長 よろしいでしょうか。

3番（俵積田広昭委員）はい。

議長 あくまで行政の過程であって、議案としては上がってないです。

ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号21号から24号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第45号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
議案書は17ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号107号から130号の利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外23名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外71名で、設定面積は、畑が81筆の90,512㎡、樹園地が34筆の25,830㎡、計115筆116,342㎡です。

次に所有権移転です。議案書は20ページになります。

整理番号17号、譲渡人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は大塚南町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1,731㎡です。

なお、この案件は7月の農業委員会総会において3条申請により所有権移転の許可を受けたものですが、同申請を取り下げ農業経営基盤強化法による所有権移転に変更しようとするものです。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番(鮫島委員) 所有権移転の整理番号17号は、なぜ3条申請から、こちらの所有権移転に変更したのでしょうか。

事務局 この農業経営強化促進法による所有権移転を、この制度を利用するには条件がありまして、認定農業者が農振農用地域内の農地を取得するときに活用できる制度です。

また、当該土地に抵当権等があった場合にはこの制度は活用できないとされております。

先月の時点ではこの土地に抵当権が入っていたんですが、金融機関との調整でこの抵当権が抹消されたと連絡があり、今回の制度のほうに移行しようとするものです。

またこの制度を利用するメリットとしましては、登記にかかる手数料が安くつく、そのほかに譲渡所得に軽減措置が、減免措置があるということで、双方にメリットがあるということでこの制度の活用切り替えしようとするものです。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号107号から130号まで、及び所有権移転の整理番号17号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第45号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時05分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 鮫島 裕次
